申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	生涯学習課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	現状変更等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根拠規定	秋田県文化財保護条例第 37 条第 1 項

<審査基準/標準処理期間>		
基準規定	秋田県文化財保護条例第 37 条第 1 項・第 2 項 秋田県文化財保護条例施行規則第 12 条第 1 項・第 2 項、第 27 条、第 28 条	
	 ■設定 □未設定 ○秋田県文化財保護条例 (現状変更の制限) 第37条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3、4 略 	
審査基準	 ○秋田県文化財保護条例施行規則 (現状変更の許可申請等) 第12条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、現状変更許可申請書(以下「許可申請書」という。)(様式第8号)に変更しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。 (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図 (2) 現状変更に係る箇所又は地域の写真 (3) 現状変更に係る箇所の見取図又は地域の地番及び地ぼうを表示した実測図 (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料 	

(5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

(6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者である

	ときは、管理責任者の承諾書
	3、4 略
	(維持の措置の範囲)
	第27条 条例第37条第2項の規定による許可を受けることを要しない場合は、次
	に掲げる各号の1に該当する場合とする。
	(1) 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、そ
	の価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当
	時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現
	状変更等の後の原状)に復するとき。
	(2) 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡している場合におい
	て、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
	(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分
	の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
	(県指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)
	第28条 第3条及び第4条、第7条から第9条まで、第12条及び第14条の規定は、
	県指定史跡名勝天然記念物について準用する。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 0 日
	変更しようとする日の30日前までに申請(規則28で準用する12-1)
備考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第72の3第1号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日
	1 // 01 10 / 1 01 H